

令和８年大槌町林野火災岩手県災害義援金配分委員会設置要綱

（目的）

第１条 令和８年大槌町林野火災により被害を受けた被災者（以下「被災者」という。）への援護の一助として、県内外各地の支援者から送られた義援金を被災者に配分するため、岩手県地域防災計画に基づき、令和８年大槌町林野火災岩手県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （１）被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から委員会に引き継がれた義援金の配分基準の策定及び配分に関すること。
- （２）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条 委員会は、委員により構成し、委員については、別に定める。

- ２ 委員への就任については、知事が委嘱する。

（役員）

第４条 委員会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- （１）会長 １名
- （２）監事 １名

（役員の職務）

第５条 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

- ２ 監事は、委員会及び義援金の被災者への配分に係る事務を所掌する市町村の組織の会計を監査する。

（会議）

第６条 委員会の会議は、会長が議長となる。

（事務局）

第７条 委員会の事務局は、岩手県保健福祉部保健福祉企画室に置く。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年８月６日から施行する。